八九七、八九九、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇二、九〇二の三、九〇三、九〇七の一から九〇七の四まで、九〇八の一、九〇八の二、九〇九、九一〇の一から九一〇の三まで、九一一、九一二、九一三の一、九二五、九四〇、九四二、九四五、九四六、九四七の一、九四七の二、九五〇の一、九五〇の二、九五三、九五四の一、九五七、九五八、九五九の一、九五九の二、九六〇、九六二、九六四、九六五、九六七、九六八、九七七、一一四四、一二五三、一二六二、一四二五、一四二六の一、一四二六の二、一四二八、字上喜来三一〇の二、字東久保一〇七五の二、一〇七五の四、一〇七五の七、一〇七五の一一、字平良石一二四七、一二四八の一、一二四九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成五年五月十二日農林水産省告示第四百八十号、平成五年九月二十日農林水産省告示第千百五十四号、平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百一号、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁並びに庄原市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十六号（一及び二に係るものに限る。）、昭和五十八年七月二十二日農林水産省告示第千二百五十四号（一に係るものに限る。）、平成元年三月六日農林水産省告示第二百九十一号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年六月十八日農林水産省告示第八百二号（五に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百八号（三及び四に係るものに限る。）、平成八年十一月十九日農林水産省告示第千八百二十一号（三に係るものに限る。）、昭和五十八年七月二十一日農林水産省告示第千二百三十二号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十二月二十二日農林水産省告示第二千六百二十一号、昭和六十一年六月二日農林水産省告示第八百十八号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年六月二日農林水産省告示第八百七号（二及び三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年三月八日農林水産省告示第三百五十五号（一、二及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び関係市役所並びに神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成五年三月十日農林水産省告示第二百四十七号、平成三年三月十六日農林水産省告示第三百三十一号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正